

令和6年5月30日(木)
厚生労働省青森労働局発表

【照会先】
青森労働局労働基準部健康安全課
課長 吉田 義人
主任衛生専門官 竹内 大樹
電話番号 017 734 4113

報道関係者 各位

職場における熱中症を予防しましょう ～青森県においても熱中症が発生しています～

令和5年の青森県内における熱中症に係る労働災害(休業日数にかかわらず医療機関を受診した方)は、令和4年(43件)に比べ4倍以上の184人となっており、7月及び8月の発生が全体の約9割を占めています。

このため、青森労働局(局長 ^{いじまとしゆき}井嶋俊幸)及び県内の各労働基準監督署では、準備を含め6月から9月までを取組期間、8月を重点月間と定め、

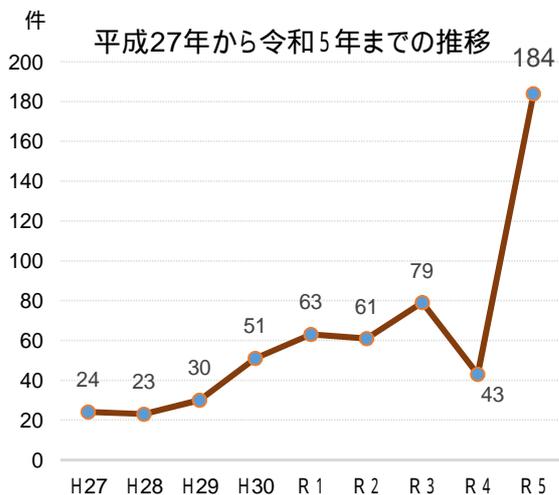
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

を展開します。

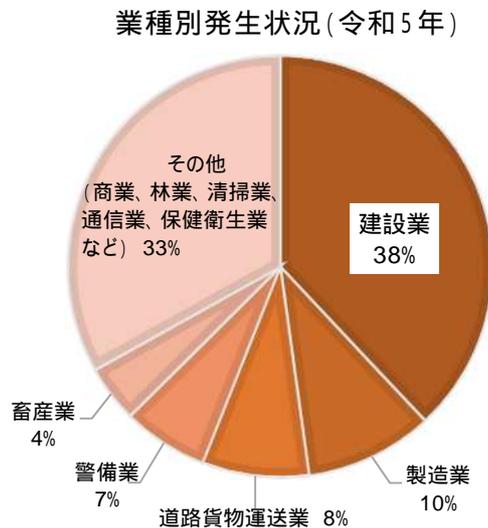
1 令和5年の青森県内における熱中症の労働災害発生状況の概要について

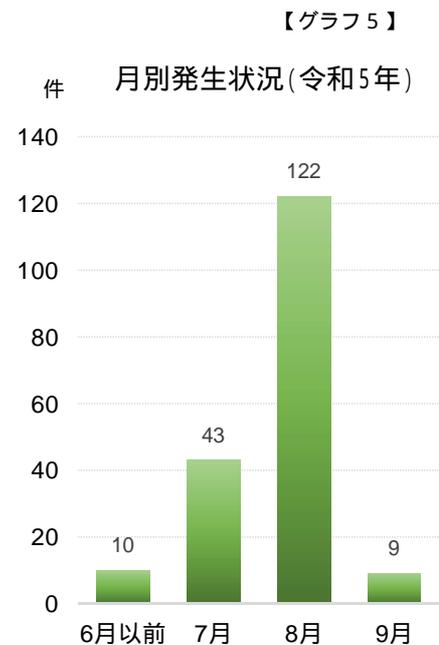
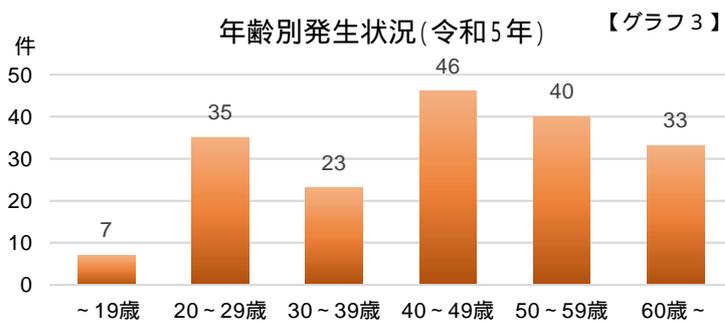
- (1) 月別発生状況は、8月が最も多く122人(66%)、次いで7月が43人(24%)となっています。(グラフ5参照)
- (2) 業種別では、建設業が38%、製造業が10%、さらに道路貨物運送業が8%と多くなっていますが、そのほかに警備業、畜産業、商業など様々な業種で発生しています。(グラフ2参照)
- (3) 年代別では、40代、50代、20代の順に多くなっていますが、幅広い年齢層で発生しています。(グラフ3参照)
- (4) 男女別では、男性が8割以上を占めています。(グラフ4参照)

【グラフ1】

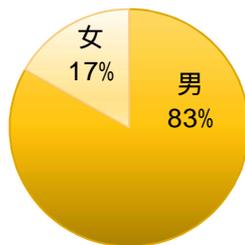


【グラフ2】





男女別発生状況(令和5年) 【グラフ4】



2 青森労働局及び県内の各労働基準監督署における取組について

関係団体等と連携を図り、事業者において、気象状況、作業環境を考慮しつつ、暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなどを重点に、対策の徹底が図られるようあらゆる機会を捉えて広く呼びかけ、指導を行う。

3 事業者、労働者における具体的な実施事項について

- (1) 熱中症について十分な知識がある者のうちから熱中症予防管理者を選任の上、暑熱環境や作業強度、労働者の体調等を適正に把握し、状況に応じた取組、対策を検討する。
- (2) WBGT値(暑さ指数)の把握は、日本産業規格に適合したWBGT指数計による随時把握を基本とし、身体作業強度等に応じたWBGT基準値に照らして評価し、当該数値が基準値を超え又超えるおそれがある場合は、簡易な屋根、通風・冷房設備等の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更など熱中症リスクの低減措置を図る。
- (3) 環境により、単独での作業を控え、熱中症予防管理者等は労働者の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。また、暑熱順化の適性が危惧される新規採用者等に対しては、計画的な暑熱順化プログラムを組む。
- (4) 労働者は、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について注意し、当日の朝食を適切に摂る。また、管理者は作業開始前及び作業中に労働者の健康状態の把握に努める。
- (5) 雇入れ時や新規入場時に熱中症のリスク等に係る重点的な教育を行うことに加え、日々の朝礼等の際に、作業環境に応じた教育を行う。
- (6) 体調不良が発生した場合の連絡・対応方法を定め、関係者へ周知する。また、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

< 添付資料 >

- リフレット STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
- 参考 令和4年・令和5年における青森市の最高気温の推移(気象庁発表データ)

[参考情報等]

厚生労働省(職場における熱中症対策)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁(気温予測情報など) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kurashi/netsu.html>

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

青森労働局管内における令和5年の労働災害で、熱中症の症状により、医療機関を受診した方は184名で令和4年に比べ4倍以上となっています。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉

青森労働局の取組期間は6月～9月、8月は重点月間



キャンペーン実施要項

4月

5月

6月

7月

8月

9月

本格的な暑さを迎える前までにすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

暑さが厳しくなる7月～9月にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 一人きりにしない

重点月間（8月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請